

令和7年度 宮崎県教科用図書選定審議会 会議録概要

1 日時

令和7年4月22日（火）午後1時から午後3時まで

2 場所

宮崎県防災庁舎 防74、75号室

3 出席者

(1) 委員（18名出席）

多良眞知子、宮越康晴、田中信宏、奈良明美、上野武志、山下景子、小倉さおり、石川優子、河野由佳、才名園栄津子、本田敬、江藤英俊、湯田拓史、河原国男、於田広信、長友はるな、二見志信、新原寿史

(2) 事務局

教育次長（教育振興）

義務教育課長

特別支援教育課長

義務教育課課長補佐

義務教育課主幹（義務教育・学力向上第一、第二担当）

特別支援教育課主幹（指導担当）

義務教育課副主幹（義務教育・学力向上第一担当）

義務教育課指導主事（義務教育・学力向上第一担当）

特別支援教育課指導主事（指導担当）

4 役員選出

会長に湯田拓史委員、副会長に多良眞知子委員を選出する。

以下、「宮崎県教科用図書選定審議会規則」第2条の3項の規定により、湯田拓史会長が議事を進行する。

5 議事内容

(1) 諮問事項について

- | |
|------------------------------------|
| 1 小学校及び中学校（県立以外）、義務教育学校用教科用図書について |
| 2 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について |
| 3 小学校及び中学校、義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について |
| 4 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について |
| 5 採択の公正性、透明性について |

ア 説明

イ 質疑

(2) 令和7年度宮崎県教科用図書審議会の答申について

ア 説明

イ 質疑及び審議

6 議事の要旨

(1) 議事の概要

- 事務局が、本審議会への諮問事項について説明を行った。
- 事務局が答申作成にあたっての考え方について説明し、その後、質疑が行われた。
- 事務局が令和7年度答申案について説明し、質疑応答および審議が行われ、全会一致で承認された。

(2) 主な質疑及び審議内容

委員： 小学校も中学校も、本年度は採択替えが行われないとのことですが、今年度の採択については、どのように考えればよいのですか。

事務局： 採択替え後4年間は同一の教科書を採択することとなっておりますので、今年度は採択替えを行わずに、令和6年度と同一の教科書を採択することとなります。

委員： 県立中学校や中等教育学校における今年度の採択については、どのように考えればよいのでしょうか。

事務局： 諮問事項Ⅰと同じように、本年度は令和6年度に採択した教科書と同一の教科書を各学校で採択することになります。

委員： 小学校及び中学校並びに義務教育学校の特別支援学級や、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書については、毎年採択ができることになっていますが、どのような流れで採択が進むのでしょうか。

事務局： 各特別支援学校において校内教科用図書選定委員会を設置し、児童生徒の実態や学校の実情に応じて審議した上で、希望する教科用図書を県教育委員会に申請します。県教育委員会は、申請内容を審査し、学校ごとに教科用図書を採択します。

なお、小・中学校と同一の教科用図書を使用する場合は、採択地区協議会で採択された図書と同一のものを使用します。

委員： 「情報の積極的な公表」に関して、「開かれた採択の一層の推進」に努めるとの説明がありましたが、具体的には、県そして各地区はどのようなものを公表するのでしょうか。

事務局： 県では、選定審議会委員の名簿、議事録の概要を9月1日に県教育委員会のホームページに公開します。また、議事については、発言者、発言内容が特定されることのないように概要を公表することとしています。

また、各採択地区においては、前回までの採択の状況についてホームページ上に公表されております。

委員： 令和6年度より「より一層積極的な公表に努める」とのことですが、具体的にはどのようなことを示しているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局： 資料にありますとおり、公表と公開とあります。県教育員会では、先程御説明した内容について積極的に公表をします。採択地区協議会においては、国が示す内容について公表している状況にあり、今後も地区の状況を踏まえながら積極的に公表していただけるように助言をしたいと考えております。

委員： 教科用図書審議会の委員に学識経験者だけでなく、保護者が含まれている理由を教えてください。

事務局： 教科書を採択する上で、多様な視点から審議をする必要があることから、委員には保護者の方々にも入っていただいています。